

凡例 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

平成30年4月(第2回) 保育園の入園・転園・月極延長保育申し込み受け付け

平成30年4月(第2回)の認可保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)の入園・転園・月極延長保育の申し込みを受け付けます。

申し込み方法については、別表1または区のホームページ「平成30年度保育園のごあんない」をご覧ください。

利用調整の対象

4月(第1回)利用調整で内定されなかった方

4月(第2回)受付期間中に新たに入園・転園・月極延長保育の申し込みをされた方

4月(第2回)の利用調整は4月(第1回)の利用調整後に辞退などで空きが生じたクラスについて行います。

4月(第1回)利用調整から変更のある方

4月(第1回)利用調整の結果、内定されなかった方で申請内容(家族や仕事の状況など)に変更のある方や希望園を変更する方は、今回の受付期間内に「支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届」を提出してください。変更がない方は第1回の申請内容で第2回の利用調整を行います。

家庭的保育事業の利用調整

家庭的保育事業(保育ママ)の利用調整は、4月(第2回)の利用調整後、保育園に内定しなかった方で、家庭的保育事業の利用を希望している方を対象として行います。

子育て支援課保育入園係
☎(3546)9587

別表1

受付期間	
2月8日(木)~21日(水) 午前8時30分~午後5時	
◎申し込みに関する全ての書類は、受付期間内に提出してください。提出されない場合は利用調整の対象となりません。	
◎土・日曜日、祝日は除きます。ただし、区内認可保育所・認定こども園では土曜日でも申し込みを受け付けます。	
◎区内認可保育所・認定こども園についても午後5時までの受け付けになります。	
受付場所	
区役所6階子育て支援課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区内認可保育所・認定こども園	
◎各提出書類は直接受付場所に提出してください。郵送での申し込みは受け付けません。	
◎区内認可保育所のうち、新規開設する園での受け付けはできません。	
◎提出に際して、ご質問やご相談がある場合は区役所6階子育て支援課保育入園係へお越しください。入園係以外の受付場所では書類の受領のみとなります。	
必要書類	
入園を希望する方	①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所入所申込書 ②保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、診断書、母子健康手帳など)
転園を希望する方	①保育所転園申込書 ②保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、診断書、母子健康手帳など)
新年度分の申し込みをしており、希望園・順位を変更する方	①子どものための教育・保育給付支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届
延長保育を希望する方	①延長保育申込書 ②勤務証明書

◎「保育の必要性を証明する書類」は、平成29年10月2日以降に発行されたものを提出してください。

◎平成29年1月1日現在中央区に住民登録がない方は、課税証明書を提出してください。

◎日本において課税がされていない方は、年間収入申告書(会社発行の給与支給証明書を添付)を提出してください。

◎その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

注意事項

◎申し込み方法について詳しくは、「平成30年度保育園のごあんない」を確認してください。

◎申し込み内容に虚偽、差異があった場合は、内定を取り消します。

◎転園が内定した場合は、元の園には戻れません。内定を辞退した場合、または内定が取り消しとなった場合は今通っている園も退園となります。

◎申込期限が迫るにつれ、受付窓口は非常に混雑します。長い時間お待ちいただくこともありますので、期限内に余裕を持ってお申し込みください。

別表3 排水調査結果

項目(単位)	調査年月日			基準値
	平成29年4月6日	平成29年6月7日	平成29年8月2日	
温度(℃)	25.6	27.8	34.9	45未満
色相	淡黄緑色	淡黄色	黄色	—
濁り	なし	なし	なし	—
水素イオン濃度(pH)	7.6	7.5	7.4	5を超え9未満
生物学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	6	1	5	600未満
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	11	9	17	—
亜鉛およびその化合物(mg/L)	0.01	0.02	0.01	2以下
鉄およびその化合物(溶解性)(mg/L)	0.4	0.5	1.1	10以下
マンガンおよびその化合物(溶解性)(mg/L)	0.5	0.4	0.5	10以下
窒素含有量(mg/L)	9.3	5.4	14	120未満
ヨウ素消費量(mg/L)	2	不検出	3	220未満
フッ素およびその化合物(mg/L)	0.16	0.16	0.20	15以下
ホウ素およびその化合物(mg/L)	1.30	0.66	1.4	230以下

◎「不検出」とは、定量下限値未満を表す。

◎その他、ノルマルヘキサン抽出物質含有量等基準値がある30項目については、いずれも「定量下限値未満」であった。

別表2 排ガス調査結果

項目	基準値		炉	調査年月日			単位
	大気汚染防止法	自己規制値		1号	平成29年5月31日	平成29年6月13日	
ばいじん	0.04	0.01	1号	不検出	不検出	不検出	g/m ³ N
			2号	不検出	不検出	不検出	
硫黄酸化物	60	10	1号	不検出	不検出	不検出	ppm
			2号	不検出	不検出	不検出	
窒素酸化物	250	50	1号	38	41	37	ppm
			2号	39	40	36	
塩化水素	430	10	1号	不検出	不検出	不検出	ppm
			2号	不検出	不検出	不検出	
水銀	—	50	1号	0.17	0.11	0.33	μg/m ³ N
			2号	9.8	0.48	0.2	

◎「不検出」とは、定量下限値未満を表す。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法にのっとり、定量下限値未満で検出下限値以上の数値はかっこ書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とする。

◎各項目の値は、酸素濃度12%換算値である。

◎m³N(ノルマル立方メートル)は、0℃、1気圧の標準状態における気体の体積を表す。

◎ppmは、10万分の1の割合を表す。

中央清掃工場の排ガスなどの調査結果

排ガス調査は、各項目とも法規制値よりも厳しく定めた自己規制値を下回っていました(別表2参照)。排水、臭気、ダイオキシン類の調査においても基準値を下回っていました(別表3~5参照)。

また、工場周辺のダイオキシン類も、環境基準値を下回っていました(別表6参照)。

東京都二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場
☎(3532)5341
中央清掃事務所排出指導係
☎(3562)1524

別表6 中央清掃工場周辺の大気中のダイオキシン類調査結果

調査年月日	調査年月日		環境基準値
平成29年7月31日~8月7日	調査場所	調査値(単位:pg-TEQ/m)	
0.6(年間平均値)	中央清掃工場	0.016	
	京橋築地小学校	0.021	
	豊海小学校	0.015	

別表4 臭気調査結果

調査年月日	平成29年7月27日
調査地点	敷地境界(3地点)
臭気指数	いずれも10未満
基準値	12

◎臭気指数とは、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率を求め、その常用対数に10を乗じた数値をいう。

別表5 ダイオキシン類調査結果

項目	基準値	調査値	調査年月日	単位
排ガス	0.1	0.0000042	平成29年5月31日	ng-TEQ/m ³ N
		0.0000021	平成29年8月3日	
		0.0000016	平成29年4月12日	
		0.0000013	平成29年8月4日	
飛灰処理汚泥	—	0.45	平成29年5月31日	ng-TEQ/g
焼却灰	3	0.00031		pg-TEQ/L
排水	10	0.00034		

◎ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ピフェニルの総称である。

◎TEQ(毒性等量)は、ダイオキシン類の量を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値である。

◎排ガス中のダイオキシン類の値は、酸素濃度12%換算値である。

◎ng(ナノグラム)は、10億分の1グラム、pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムの質量を表す。

◎飛灰処理汚泥は、飛灰を薬剤処理(ダイオキシン類対策特別措置法で定められた処理)しているもので、基準値は適用されない。

日曜納税相談



平日に来庁できない方のために、特別区民税・都民税の納税について日曜納税相談を実施します。来庁の際は区からお送りした納税通知書、督促状、納税催告書などの納付書、収入や生活状況を確認できる書類などをご持参ください。

なお、課税に関する相談や

課税証明書、納税証明書などの発行は行いませんのでご注意ください。

日時 2月4日(日)
午前10時~午後4時

会場 区役所2階税務課
税務課整理係
☎(3546)5279